

午前九時〇〇分開会

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、令和元年美浜町議会第3回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、9番 繁田議員、10番 鈴川議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

事務局長から別紙会期予定表を説明します。

○事務局長（井田時夫君） 説明します。

令和元年美浜町議会第3回定例会会期予定表

9月11日水曜日、本会議

1番、会議録署名議員の指名

2番、会期の決定

3番、諸報告

4番、全議案の提案理由説明

散会后、全員協議会、各常任委員会を開きます。

12日木曜日、本会議、一般質問

13日金曜日、休会

14日土曜日、15日日曜日、16日月曜日、休会

閉庁でございます。

17日火曜日、休会

18日水曜日、本会議、議案審議

19日木曜日、本会議、議案審議

20日金曜日、本会議、議案審議

以上です。

○議長（谷重幸君） お諮りします。

本定例会の会期は、事務局長説明のとおり、本日から9月20日までの10日間にした
いと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月20日までの10日間に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本定例会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（井田時夫君） 報告します。

報告第1号 専決処分事項の報告（令和元年度美浜町一般会計補正予算（第2号））について

報告第2号 平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第1号 美浜町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第2号 美浜町職員の給与に関する条例及び美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第3号 美浜町立ひまわりこども園条例の一部を改正する条例について

議案第4号 美浜町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第5号 美浜町給水条例の一部を改正する条例について

議案第6号 工事請負契約の締結について

議案第7号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第3号）について

議案第8号 令和元年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第9号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第10号 令和元年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第11号 教育委員会教育長の任命について

議案第12号 教育委員会委員の任命について

認定第1号 平成30年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成30年度美浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成30年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成30年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成30年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成30年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長提出議案は以上です。

本日までに受理した陳情書は、お手元に配付しました文書表のとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査結果について文書報告を受けています。お手元に配付のとおりです。

次に、平成30年度決算審査結果等について文書報告を受けています。お手元に配付のとおりですが、監査委員から報告を受けます。鈴川議員。

○監査委員（鈴川基次君） それでは、平成30年度決算審査意見書を報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び同条第5項の規定により、平成30年度美浜町一般会計歳入歳出決算及び特別会計5会計の決算等について、8月20日、21日、22日に審

査したので、その結果を報告いたします。

平成30年度中に実施した例月出納検査・定期監査・随時監査等の結果を参考にしながら、関係諸帳簿並びに諸書類を照査の上、審査を実施しました。

平成30年度決算審査意見書につきましては、お手元に配付のとおりです。

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書は、法令に基づいて調製されており、計数は関係帳簿及び証拠書類等と照合した結果、計数的に正確であり、内容も正当なものである。

審査の意見。

(1) 現金等の取り扱いについて。

現金等の取り扱いについては厳格管理を行うとともに、振り込み等の直接現金に触れる機会を減らす取り組みをさらに進めていただきたい。また、管理状況が把握できる報告資料の充実により、効率的管理に当たっていただきたい。

(2) 備品台帳の整理について。

前年よりの課題であるが、備品の実態掌握のための備品台帳の整備について、合理性を踏まえた考えにより今年度中に進めていただきたい。

(3) 結びに。

平成30年度一般会計歳入歳出決算の歳入歳出差引残高は1億44,590,534円、実質収支額は1億27,209,997円で、黒字決算となっている。また、特別会計についても、黒字あるいは均衡決算となっている。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は96.6%で、前年度と比較して0.6ポイント上昇している。

財政調整基金残高は、平成30年度末で11億11,450,486円となっており、前年度と比較して97,603,976円減少しており、今後増加が見込めない。一昨年度より、財政調整基金の一部、3億円を債権に振り替えて保管するようになっているが、満期が20年と長期にわたるなど、金利リスクを考えると増額に関しては保守的に考えられたい。

町財政の中で地方交付税に依存する割合は高くなっているが、今後の社会情勢の変動により減少してくることも推測される。その反面、高齢者人口の増加等に伴う社会保障費の増加、さらに地震津波・風水害に対する防災減災対策の強化、公共施設の老朽化に伴う整備等、今後の財政需要は一段と増大するものと予想される。

今後、自主財源の確保と常に厳しいコスト意識を持って、効率性・効果性の観点から事務事業の改善に努めるなど、財政規律と投資のバランスを図りながら、健全な財政運営に努めてもらいたい。職員一人一人の意識を高め、常に住民福祉の向上を推進する町政運営に取り組まれることを期待する。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成30年度美浜町水道事業会計の決算書類について、7月11日に審査したので、その結果を報告します。

決算審査に当たって、町長から提出された決算書類が地方公営企業法及び関係法令に基

づいて作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか検証するため、決算諸表、その他帳簿及び証拠書類との照合等のほか、関係職員から決算について説明を聴取するなどの方法により審査しました。

また、事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行うとともに、公営企業経営の基本原則である経済性の発揮及び公共の福祉の増進に寄与しているか、その他、平成30年度中に実施した例月出納検査・定期監査・随時監査の結果も参考にしながら審査を実施しました。

平成30年度決算審査意見書につきましては、お手元に配付のとおりです。

審査に付された決算報告書は、地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されており、その係数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認める。

審査意見。

給水人口は、平成25年度に8,000人を割り込み、さらに引き続き減少している。1人当たりの給水量も減少傾向となっていることから、年間給水量は897,000m³となっている。

今後の水需要の動向は、人口動向が大きく左右することから、現状では需要の増加が見込めないと予測される。さらに効率的な事業運営の推進に努めてもらいたい。

有収率は94.32%で、過去数年間のデータと比較すれば、ほぼ高率の横ばい状態であり評価できるものである。なお一層の有収率の高率維持に努力していただきたい。

今後、浄水場などの施設の耐震化、また、施設の更新需要の増加が見込まれる中で、多額の支出が経営を圧迫することのないよう、将来にわたり安定的な水道事業経営に努められたい。

最後に、平成30年度決算に係る財政健全化審査・経営健全化審査意見書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に係る健全化判断比率・資金不足比率等について、8月22日に審査したので、その結果を報告します。

町長から提出された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基準となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査に付された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認め、平成30年度の財政健全化判断比率において、実質赤字比率及び連結赤字比率はともになく、また実質公債費比率及び将来負担比率はともに早期健全化措置が要求される基準値を大幅に下回っており、国が示す基準をクリアしている。

しかし、財政健全化判断比率はあくまで財政状況を示す目安にすぎず、従来からの経常収支比率なども含め、早期健全化基準に近づかない財政運営を推進していく必要がある。

経営健全化審査における対象会計は、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計の3会計で、いずれの会計においても資金不足はなく事業の経営

は健全な状態となっている。今後も、経営健全化基準に近づかない経営を推進していく必要がある。

以上のことから、健全で安定的な財政運営を維持できるよう、最小の経費で最大の効果が得られるよう、費用対効果を念頭に置いて行財政運営を推進し、住民福祉の向上に一層の努力を求めるものである。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷重幸君） 次に、議員派遣の件についての派遣結果の報告については、お手元に配付のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定によって、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

次に、教育長から、令和元年度美浜町教育委員会点検評価報告書が提出されています。お手元に配付のとおりです。

これで、諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

令和元年美浜町議会第3回定例会に提案いたしました報告2件、議案12件、認定7件について提案理由を申し上げます。

報告第1号は、専決処分事項の報告（令和元年度美浜町一般会計補正予算（第2号））についてでございます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ277千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を38億65,134千円とするものでございます。

歳出のみ申し上げますと、教育費277千円の追加は、令和元年度中体連夏季大会において、松洋中学校の剣道部、柔道部、バドミントン部が近畿大会に出場いたしましたので、必要経費について補助したものでございます。

令和元年8月2日付で専決処分をさせていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

報告第2号は、平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

財政の健全性に関する指標を公表し、全国一律の基準に照らし合わせて、もし基準を超えれば、再生を図るための計画策定が義務づけられるものでございますが、平成30年度の決算の結果、当町では実質赤字比率、連結実質赤字比率はいずれも赤字はなく、赤字比率は発生してございません。

また、実質公債費比率につきましては6.2%、将来負担比率につきましては55.4%で、早期健全化基準を大きく下回っております。

平成30年度決算に係る資金不足比率につきましても、対象の特別会計では、いずれも資金不足は発生してございません。

議案第1号は、美浜町印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

本年4月17日に公布されました住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令におきまして、住民票や個人番号カード等に旧氏の記載が可能となり、印鑑登録証明事務処理要領の一部を改正する総務省の通知に基づき、本条例の関係部分を改正するものでございます。

議案第2号は、美浜町職員の給与に関する条例及び美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、地方公務員法と児童福祉法におきまして、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、欠格事由から成年被後見人または被保佐人が削られることになりましたので、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号は、美浜町ひまわりこども園条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、本年10月に実施される3歳児から5歳児の幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法の一部が改正されましたので、ひまわりこども園の給食費の基準を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第4号は、美浜町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、工業標準化法が改正され、産業標準化法に改められたことに伴い、日本工業規格が日本産業規格に名称変更されることから、本条例のうち引用する部分を改正するものでございます。

議案第5号は、美浜町給水条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、水道法が改正され、指定給水装置工事事業者の指定について更新制が導入されたことに伴い、給水条例の手数料の規定に、指定の更新に係る手数料の規定を加えるものでございます。

議案第6号は、工事請負契約の締結についてでございます。

田井畑地区津波避難施設建設工事の入札につきましては、去る8月26日に入札執行いたしました。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものでございます。

契約の相手方は、和歌山県日高郡美浜町大字和田2101番地の3、株式会社市川組美浜支店支店長、市川美貴氏でございます。

議案第7号は、令和元年度美浜町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,359千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を38億74,493千円とするものでございます。

また、第2表、地方債の変更もでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

7ページ、地方特例交付金は、地方特例交付金の確定によるものでございます。

子ども・子育て支援臨時交付金は、幼児教育の無償化に係る地方負担分に対する臨時交付金でございます。

地方交付税、普通交付税は、財源調整によるものでございます。

分担金及び負担金、負担金では、広域入所、認可保育所、長時間児保育料の減額は、幼児教育の無償化により、子ども・子育て支援臨時交付金が交付されることによるものでございます。

こども園給食費は、幼児教育の無償化には、給食費のうち副食費が含まれないため、給食費の利用者負担分でございます。

9ページ、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、児童福祉費負担金は、幼児教育の無償化に伴う国庫負担金でございます。

国庫補助金、土木費国庫補助金、都市計画費補助金、街路交通調査費補助金は、都市計画道路見直し業務に対する補助金でございます。

民生費国庫補助金、児童福祉費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金は、6月補正においてお認めいただきました幼児教育の無償化対応に伴うシステム改修費と、今回の補正で予算計上しています例規整備支援業務委託の補助金でございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金、児童福祉費負担金は、幼児教育の無償化に伴う県負担金でございます。

諸収入、雑入は、各補助事業の精算による追加交付でございます。

11ページ、町債、臨時財政対策債は、本年度の普通交付税算定により、発行可能額が確定したことによるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

13ページ、総務費、総務管理費、青少年対策費は、広域青少年補導センターへの負担金が前年度繰越金の確定によるもの、ドルフィンスイム教室負担金は台風10号の影響により中止となったことによる減額でございます。

諸費は、御坊広域行政事務組合への負担金は前年度繰越金の確定によるもの、償還金利子及び割引料は各補助事業の精算による償還金でございます。

地方創生事業費は、地域おこし協力隊1名の退職による賃金と住居借上料の減額でございます。

民生費、社会福祉費、老人福祉費は、介護保険事務費繰出金でございます。

福祉センター管理費は、地域福祉センター1階、事務所のエアコンの修繕費でございます。

児童福祉費、児童福祉施設費は、幼児教育の無償化に伴う保育所分の負担金でございます。

15ページ、衛生費、清掃費、塵芥処理費の清掃センター負担金、し尿処理費のクリー

ンセンター負担金は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

農林水産業費、農業費、農業振興費、新ライスセンター乾燥調製設備高度化改修事業は、JA紀州新ライスセンターの主要設備を更新し、老朽化により生じているふぐあいを解消するとともに、能力の向上を図り、あわせて、新たに導入される色彩選別機により出荷米の品質安定と向上を図るものでございます。

水産業費、水産業振興費、三尾漁協給油施設改修事業は、老朽化等により改修事業を行うものでございます。

17ページ、土木費、河川海岸費、砂防費は、全国治水砂防協会への負担金でございます。

都市計画費、都市計画総務費は、経済財政運営と改革の基本方針2017において、都市計画道路の見直しを加速すると位置づけられています。県下各市町の状況を踏まえ、このたび、御坊市と同時進行にて、都市計画道路見直し業務を行うものでございます。

教育費、幼稚園費は、幼児教育の無償化に伴う幼稚園分の負担金でございます。

こども園費、ひまわりこども園費、例規整備支援業務委託は、幼児教育の無償化に伴う条例・規則等の改正費用でございます。

保健体育費、体育施設費は、吉原公園のテニスコートの修繕費でございます。

議案第8号は、令和元年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,562千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を9億86,361千円とするものでございます。

6ページ、繰越金、前年度繰越金は、財源調整によるものでございます。

諸収入、雑入、過年度国民健康保険診療報酬精算分は、前年度に交付を受けた診療報酬の確定による精算でございます。

8ページ、諸支出金、償還金及び還付加算金、普通交付金償還金は、前年度に交付を受けた普通交付金の確定による精算でございます。

議案第9号は、令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ27,738千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億46,843千円とするものでございます。

また、第2表、債務負担行為もでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、国庫支出金、国庫補助金、介護保険事業費補助金は、介護報酬の改定に伴うプログラム修正料の補助金でございます。

保険者機能強化推進交付金は、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業、一般介護予防事業に対して充当される交付金でございます。

繰入金、一般会計繰入金は、事務費繰入金でございます。

繰越金、前年度繰越金は、財源調整によるものでございます。

諸収入、雑入は、前年度負担金の精算でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

9ページ、総務費、総務管理費、一般管理費は、第8期の介護保険事業計画を策定するための費用、介護報酬の改定に伴うプログラム修正料、御坊広域行政事務組合への負担金でございます。

地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、認知症総合支援事業費は、認知症の方が行方不明になったとき早期に発見できるようにステッカーを作成する費用や、認知症カフェを開設する施設を使用するための使用料を計上してございます。

地域ケア会議推進事業費は、地域ケア会議にアドバイザーを招く費用でございます。

一般介護予防事業費は、いきいき百歳体操の際の血圧計の購入費でございます。

11ページ、諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金は、給付事業、地域支援事業等の過年度精算によるもので、国、県、支払基金への償還金でございます。

議案第10号は、令和元年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,476千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億15,405千円とするものでございます。

6ページ、繰越金、前年度繰越金は、出納整理期間中に収入があった保険料を次年度へ繰り越したものでございます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費は、後期高齢者医療広域連合に納付する保険料でございます。

議案第11号は、教育委員会教育長の任命についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育長は町長が議会の同意を得て、任命するとなっております。

現在、教育長として務められております古屋修氏の任期が、本年9月30日までとなっております。

古屋修氏は、教育委員長として平成20年10月から5年、その後、平成25年10月から今日まで、教育長として2期6年にわたりご活躍いただきました。ここに、改めてそのご功績をたたえ、衷心より厚く御礼を申し上げます。

後任といたしまして、美浜町大字和田437番地、塩崎善彦氏を教育長に任命させていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

議案第12号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

松本香代氏の教育委員会委員の任期が、本年9月30日となっております。

松本香代氏は、平成27年10月に教育委員会委員に任命させていただき、今日まで1期4年にわたりご活躍いただきました。ここに、改めてそのご功績をたたえ、衷心より厚

く御礼を申し上げます。

後任といたしまして、美浜町大字濱ノ瀬178番地の2、富雅子氏を教育委員会委員に任命させていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

認定第1号は、平成30年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

認定第2号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成30年度美浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成30年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成30年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成30年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上5件につきましても、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

次に、認定第7号 平成30年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました報告2件、議案12件、認定7件について、一括して提案理由を申し上げます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前九時四十六分散会

再開は、あす12日午前9時です。

この後、全員協議会、各常任委員会を開きます。

お疲れさまでした。